

売場等に持ち込むことができる危険物品
(東京消防庁)

東京都の火災予防条例（以下「条例」）第23条により、一定規模以上の百貨店や物品販売店舗など（以下「百貨店等」）の売場や売場に隣接したストック場など（以下「売場等」）へ、危険物品（火薬類、危険物、可燃性固体類・可燃性液体類、可燃性ガス）を持ち込むことは禁止されています。ただし、陳列販売目的であれば一定の数量まで持ち込むことができますので、以下の内容についてご確認ください。

火薬類（がん具用煙火[S F マーク]に限る。）を持ち込む場合

	百貨店等の床面積の合計	
	1,000㎡以上	1,000㎡未満
売場等（※1）に持ち込む場合	総火薬量が5kg未満であれば持ち込み可能 [陳列販売目的のものに限ります。] 売場等 < 5kg (※2)	条例第23条の規制対象外 (※2)
売場等に該当しない場所に持ち込む場合	条例第23条の規制対象外 (※2)	

条例第26条（がん具用煙火の貯蔵、取扱い方法について）

- ・ 炎、火花または高温体との接近及び直射日光を避けなければなりません。
- ・ 総火薬量が5kg以上25kg以下の場合は、ふたのある不燃性の容器に入れるか、防災処理を施した覆いをしなければなりません。（裏面※3）

※1 ストック場や加工場も売場等に該当する場合があります。

※2 1事業所で総火薬量が**25kgを超える**場合は、火薬類取締法によって規制されます。

売場等に該当しないストック場の例



売場と隣接していないストック場

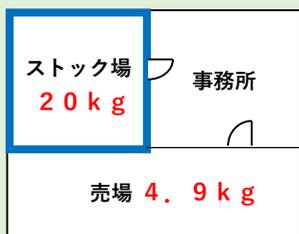
火薬量
売場**4.9kg**+ストック場**20kg**
≤ 25kg → OK

売場等に該当するストック場の例



売場と隣接しており、売場との間に開口部があるストック場

火薬量
売場**4.9kg**+ストック場**20kg**
≥ 5kg → NG



売場と隣接しているが、売場との間に開口部がなく、不燃区画されているストック場（ストック場と事務所との間の開口部は防火設備） は不燃区画

火薬量
売場**4.9kg**+ストック場**20kg**
≤ 25kg → OK



売場と隣接しており、売場との間に開口部はないが不燃区画されていないストック場

火薬量
売場**4.9kg**+ストック場**20kg**
≥ 5kg → NG

※3

「ふたのある不燃性の容器」の例



- 不燃性の容器に入れ、ふたをして保管する。

「防災処理を施した覆い」の例



- 陳列棚の正面及び左右に防災処理を施した覆いをする。

危険物（ホワイトガソリンなど）を持ち込む場合

	百貨店等の床面積の合計	
	1,000㎡以上	1,000㎡未満
売場等（※1） に持ち込む場合	危険物の総量が危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満であれば持ち込み可能〔陳列販売目的のものに限ります。〕（※2） 売場等<指定数量の5分の1	条例第23条の規制対象外（※2）
売場等に該当しない場所 に持ち込む場合	条例第23条の規制対象外（※2）	

※1 ストック場や加工場も売場等に該当する場合があります。

※2 「売場等」と「売場等に該当しない場所」の危険物を合算した総量が**指定数量の5分の1以上**の場合は、少量危険物としても規制を受けます。

指定数量の例

- ホワイトガソリン（第4類第1石油類）：200ℓ
 - 調理用油（第4類動植物油類）：10,000ℓ
 - 手指消毒用アルコール〔アルコール含有量60wt%以上のもの〕（第4類アルコール類）：400ℓ
- 引火点や成分量などによっては上記の例とは異なる場合があるので、製品の表示などを確認してください。

可燃性固体類・可燃性液体類（キャンドル、料理用固形燃料、潤滑油など）を持ち込む場合

詳しくは消防署にお問合せください。

可燃性ガス（LPGカセットボンベなど）を持ち込む場合

	百貨店等の床面積の合計	
	1,000㎡以上	1,000㎡未満
売場等（※1） に持ち込む場合	高圧ガス保安法の適用が除外される容器入りの可燃性ガスで内容量（NET）の総量が20kg以下であれば持ち込み可能〔陳列販売目的のものに限ります。〕（※2） 売場等≤20kg	条例第23条の規制対象外（※2）
売場等に該当しない場所 に持ち込む場合	条例第23条の規制対象外（※2）	

※1 ストック場や加工場も売場等に該当する場合があります。

※2 容器の内容積が**1ℓを超える**場合は、高圧ガス保安法によって規制されます。